

本日の会議に付した事件

令和3年第1回山元町議会臨時会
令和3年1月12日（火）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 5 議案第 1号 平成30年度（債務） 漁機2号 東波除堤工事請負契約の変更について
日程第 6 議案第 2号 令和2年度山元町立坂元小学校校舎改修工事請負契約の変更について
-

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから令和3年第1回山元町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、8番遠藤龍之君、9番岩佐孝子君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）日程第2．会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり本日1日限りにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。
会期は本日1日限りに決定しました。

議 長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。
議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。
議長諸報告を終わります。

議 長（岩佐哲也君）日程第3．提出議案の説明を求めます。
この際、今臨時会に提出された議案等3件を山元町議会先例66番により一括議題と
します。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めて、おはようございます。
新年早々の臨時会となりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

本日、ここに令和3年第1回山元町議会臨時会が開会され、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、東日本大震災により甚大な被害を受けた沿岸地域の広大な海岸防災林を復旧するため、国が平成23年度から民有林・国有林を一体的な事業として進めてまいりました仙台湾沿岸地区民有林直轄治山事業についてですが、今年度末をもちまして完了することとなり、来月5日にはこれを記念した式典が開催される運びとなりました。

海岸防災林は、海風や潮、飛砂等から農地や住宅を守り、地域に密接に関わる保安林でありますので、かつて海岸林が地域で守り育てられてきたように、次世代へ継承される森林づくりの構築と海岸防災林を活用した後世への震災の伝承や防災教育への取り組みを推進してまいります。

次に、つばめの杜地区に建設が予定されております山下駅前駐在所建設についてですが、事業主体である県において、今日4日の開札の結果、落札者が決定したと伺っております。本施設の完成は、町民の安全・安心を確保する上で大変重要であると認識しておりますので、関係者の皆様に関しましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係についてであります。報告第1号専決処分の報告については、(仮称)新浜諏訪原線道路改良工事について、施工内容や数量等に軽微な変更が生じたことに伴い変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

次に、議決議案についてであります。議案第1号及び第2号については、東波除堤工事及び山元町立坂元小学校校舎改修工事について、施工内容の一部に変更が生じ、工事費が増額となることから変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上、令和3年第1回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げますが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(岩佐哲也君) 以上で提出議案の説明を終わります。

議長(岩佐哲也君) 続きまして、日程第4. 報告第1号を議題とします。

本件について報告を求めます。

建設課長(佐藤 誠君) はい、議長。それでは、報告第1号令和元年度 社総交(復興)請6号(仮称)新浜諏訪原線道路改良工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。

お手元に配布資料のNo.1、議案の概要をご準備いただければと思います。

まず、提案理由でございますが、(仮称)新浜諏訪原線道路改良工事に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分をしたので、これを報告するものでございます。

以下、変更となった内容についてご説明させていただきます。

まず、3番、契約金額でございます。

いずれも消費税を含みまして、原契約4億304万円に対しまして、124万6,300円、0.31パーセントの増いたしまして、変更契約額が4億428万6,300円となります。

次に、5番、変更分の工事概要でございますが、原契約においては、地下排水溝が計上されておりましたが、これを199メートル新たに計上いたしまして、計上しておるものでございます。

7、変更理由でございますが、道路盛土の施工範囲の中で有水が確認され、盛土に悪影響を及ぼすおそれがあることから、有水対策として地下排水溝を増工したものでございます。

1枚めぐりまして、図面をご覧いただければと思います。

本工事の施工範囲は、右上の位置図にございますように、戸花山の東の麓からいちご街道約100メートル程度越えた範囲となっております。

今回変更を生じましたのは、その西の端、戸花山の麓の部分でございますが、左下のほうに着色している部分でございますけれども、戸花山の麓の部分、土を盛っていく計画となっておりますけれども、土を盛るに当たりましてですね、現地を表土貼りまして確認いたしましたところ、この図面で水色の範囲にですね、有水、有水と書いておりますけれども、にじむ程度のもので認識していただければと思いますけれども、これが確認されましたので、盛土の安定性を担保するためにですね、地下排水溝、右下のほうに断面図ございますけれども、穴開きの管を入れまして、その周りを砕石で囲いまして、水を集めてパイプに入れて流すような構造でございます。これを赤線及び黄色の線、図面の黄色の線の範囲ですね、設置し、その合計が延長199メートルとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第5. 議案第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。それでは、議案第1号平成30年度（債務） 漁機2号 東波除堤工事請負契約の変更についてご説明いたします。

配布資料No.2、議案の概要をお手元に準備いただければと思います。

まず、提案理由でございますけれども、東波除堤工事請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

以下、変更内容についてご説明いたします。

まず、3番、契約金額でございます。

いずれも消費税を含みまして、原契約11億2,553万1,720円に対しまして、5.86パーセント、6,591万580円の増といたしまして、変更契約11億9,144万2,300円とするものでございます。

次に、5番、変更分の工事概要でございますが、原契約におきましては、消波ブロックの設置が25トン型の製作据付け401個となっております。

これに対しまして、変更契約として、まず、25トン型の製作据付けを39個増とい

たしまして440個とするものでございます。また、新たに40トン型の製作据付けを実施することといたしまして、これを27個新たに計上するものでございます。

7番、変更理由でございますが、東波除堤を延伸したところ、航路内に向かって航行に支障となる波が発生することが判明したため、その対策として、消波ブロック25トン型及び40トン型製作据付け数量を増するものでございます。

1枚めくりまして、図面をご覧いただければと思います。

右下に位置図がございますけれども、まず、今回の工事全体の内容といたしましては、この位置図の中に四角い赤囲みがございますけれども、現在の東波除堤を北側のほうに80メートル延伸するという工事でございます。この波除堤の本体といたしましては、左下のA-A断面図の真ん中にありますとおり、分厚い壁、ようかん状といいますかですね、四角い断面のものを北のほうに80メートル延長するという内容となっております。

また、上の平面図見ますと、右側で灰色で記載されております既設の波除堤と赤く書いております新設の波除堤、折れ曲がっておりますので、この部分が外洋からの波を集めてしまう可能性がございますので、それに伴う越波を防ぐため消波ブロックを外洋側に設置するものでございます。

この消波ブロックのもともとの計画設置範囲は、青の線で囲った範囲としておりました。そして、その先端部、平面図でいいますと左側の端のほうですね。こちらのほうにはブロックを設置せず、直立した壁がそのまま残る計画としておりましたが、工事が進む中で、漁協さんのほうに説明を進める中でですね、この先端のほうで波の反射が起こって、それが航路、延伸するこの新設の波除堤のすぐ下側の部分ですね、この部分を通して漁船が港を出入りすることになりますけれども、特に港に入ってくる際にですね、先端部から発生する波によってですね、船首が西のほうに振られてですね、危険な状況が生じる場合があると、こういった指摘を受けましたので、この平面図の左上の範囲、赤く着色している範囲でございますけれども、こちらのほうまでですね、消波ブロックの設置範囲を延ばしまして、この先端部の波の発生を防ぎ、漁船の航路の安全を図るという内容となっております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。質疑はありませんか。

10番阿部 均君の質疑を許します。

10番（阿部 均君）はい。2、3点確認をさせていただきたいと思います。

今回ですね、私も磯の漁民の方からは、非常にこの港に出入りする際ですね、波がこうあってなかなか入りづらいんだと、万が一のことも考えられるというようなお話を伺っておりました。それで、この東波除堤ですね、を今回ですね、新たに施工することによって、そういうふうな波とかの発生とかがある程度抑制されるのかどうか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。ただいまのご質問の件でございますけれども、もともとの計画の範囲でブロックを設置した場合と今回提案させていただきます形でブロック設置範囲を延ばした場合におきまして、この先端部での波の発生が約40センチ低めることができるという結果が出ておりますので、効果を生むことができると考えております。

以上でございます。

10番（阿部 均君）はい。今までも波除堤はずっと年々延伸を図ってきた経緯はあるんですけども、波除堤を延伸する、そんで、もともとのこの位置図の中の磯浜漁港ってありますけども、もともとのこの漁港っていうのは、当然これが漁港でありまして、その後北防砂堤なり、いろんな部分が出来上がって今の現状になっておるんですけども、もともとです、東波除堤を延伸して、大体こう何となく、磯浜漁港とこの北波除堤と東防波堤、それがまた形状が若干似てきてるんですよ。この、今回です、これをやることによって、もともとのこの位置図の磯浜漁港っていう部分ですと、波除堤を延ばしたことによって、あの港内の入り口ですね、入り口に土砂が堆積するっていう問題も発生しました。で、これはもうずっと前の、何年も前のことなんですけども、ここに土砂が大量に堆積しまして、全く港の使用ができないような状況になったという経緯がございますけども、今回も何となく形状的に同じような形状になりますので、この土砂がね、堆積するっていうような、この東波除堤を建設することによって土砂がここに堆積するような要因にはならないのかどうか。その辺はきちっと検証しておるのかどうか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。これまでの経緯というところで、議員ご指摘のようにですね、砂がどんどんたまってきているということがあったということは私も伺っております。しかしですね、今回のもともとの事業の趣旨といたしまして、まず、今まではどんどん砂がたまった漁港のすぐ北側の部分ですね、北側の防砂堤に囲まれた部分の砂がですね、東日本大震災の津波によって、もう根こそぎ持っていかれたことによって水深が深くなり、その結果ですね、漁港のほうでうねりが大きくなったという背景がございました。そういうところで、その解消というところでこの東波除堤の延伸事業というものをまずやっているということをご理解いただければと思います。

またですね、今後砂がたまる可能性についてですけれども、相馬港のほうでですね、火力発電所の建設等に伴いまして、砂の流れがある意味せき止めるような形になっていることによって、こちらのほうに流れてくる砂がどんどん減少しているということは伺っておりますので、基本的には、またあの砂を集めてということは可能性は低いものと考えておりますけれども、やはり慎重に状況を見つつですね、今後の運用をしていくことは必要であろうかと考えております。

以上でございます。

10番（阿部 均君）はい。どうしてもですね、この相馬港とのいろいろな問題もございまして、あと潮流の流れなり、いろいろな要因が重なって、磯浜ですね、いろいろなある程度のスパン、年代の、年をいろいろな対応をするんですが、また同じような状況になるっていうような可能性も否めないんですけども、その辺はきちっとある一定の専門家が調査するなり、いろいろなした上でのこれ、波除堤の延伸なりをやっておるのだとは思いますが、その辺は全く、きちっとした調査に基づいてこれはやっておる事業であるということによろしいんですね。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。議員ご指摘のようにですね、確かに事業実施するに当たりまして、必要な調査については一通り実施した上でこの事業にかかっているものと認識しております。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也）これから議案第1号平成30年度（債務） 漁機2号 東波除堤工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第6. 議案第2号を議題とします。

本案について説明を求めます。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。それでは、議案第2号令和2年度山元町立坂元小学校校舎改修工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料No.3に基づきご説明いたしますので、お手元にご準備願います。

初めに、提案理由でございますが、山元町立坂元小学校校舎改修工事請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

変更分について説明をいたします。

3の契約金額になりますが、いずれも消費税を含んだ額でご説明いたします。

原契約1億1,698万7,200円に対しまして、変更後が1億3,469万7,200円で1,771万円、15.14パーセントの増額となります。

5の工事概要ですが、アスベスト除去が原契約はゼロでしたが、変更分といたしまして、外壁85平方メートルの増、外壁全体の割合といたしましては4.25パーセントとなります。また、足場仮囲い単価が工期延長に伴いまして6カ月以内となりますことから、単価が1,958円から2,519円へ変更となります。また、バルコニー防水工事について、モルタル部分撤去の騒音が大きかったことから、モルタルを除去せずに穴を開け、樹脂を注入し補修する工法に変更するものであります。

6の工期ですが、令和2年9月12日から、1カ月延長しまして令和3年3月15日までと変更するものであります。

7の変更理由になりますが、裏面をお開きください。

工事概要と重複いたしますが、①としまして、アスベスト含有調査の結果、外壁からアスベストが検出されたため除去費用を増額するもの。②といたしまして、アスベスト除去による工期延長に伴う外部足場仮囲い経費を増額するもの。③といたしまして、バルコニー防水工事について、原工法では音が大きく授業に支障があることから、音の

出にくい工法に変更するものであります。

8の議決の経緯については、記載のとおりとなっております。

予算につきましては、坂元小学校の校舎改修予算残額約1,650万円と小学校トイレ洋式化の残で対応いたしまして、今回のアスベスト除去費用についても3分の1が国庫補助対象となります。

また、保護者宛てには、学校を通じまして文書で工法等を丁寧にご説明し、ご理解をいただきたいと考えております。

以上、議案第2号についての説明といたします。よろしく願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

1番伊藤貞悦君の質疑を許します。

1番（伊藤貞悦君）はい。ただいま説明がありましたアスベストのことですが、検査段階でこのアスベストの含有率を含めて1、2、3というふうな、多分、県の基準、国の基準であると思いますが、その1、2、3のどの基準に該当しているのか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねであります。今回の含有率調査では、含有の割合が0.1から5パーセントまでということで、レベルとしては1となります。

以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい。レベルの1というふうなことは、工事のやり方についてはエア室、いわゆる前室を設けなければならないというふうな規定があると思いますが、そのことについて、この1,700万の中にその前室を設ける、いわゆるエア室を設けなければならない費用は含まれているのかどうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。今回の工法についてご説明いたします。

今回の工法に当たりましては、保健所の指導の下決定しておりますが、工所をですね、密閉しまして、その中で手作業で剝離剤をそのひび割れの箇所につけて、手作業でその部分を剝がします。また、剝がした石綿廃材については、密閉処理を施し、適正に処理を行います。こちらの工法に当たっては、先ほどお話ししたように、保健所からの指導の下決定をいたしておりますので、施工に当たっては関係法令を遵守しまして、環境汚染がないよう安全作業に努め、健康障害の防止を第一に施工してまいりたいと考えております。

なお、この1,700万の増額であります。このうちのアスベストに関する部分については約1,050万ほどがアスベストの工事費となっております。

以上です。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

1番（伊藤貞悦君）はい。ただいま回答ございましたが、いわゆる保健所からの指導でというふうなことだろうと思いますが、基本的には、学校の校舎ですので、1つは児童生徒と、それから2つ目は周辺住民、3つ目はその場で働いている人、全ての対策をアスベストの工事については取らなければならないわけですが、町としては、業者任せでいくのか、それとも、懇切丁寧な方法を取っていくのか、そのような考えについてはいかがでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。今回の施工に関してですけれども、もちろんですね、関係法

令を遵守しまして、こちらのほうでもきちんと管理を行ってまいりたいと思います。工事中の粉じんについては、密閉した排風口、風が出るところから外部に漏れることがないようにですね、デジタル粉じん計等を使用しまして、粉じんを測定しながら安全作業に努めるものであります。また、工事前、工事中、また境界地におきましても粉じん測定を行いまして、健康被害が出ないようにきちんと対応してまいりたいと考えております。

以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい。ただ、今回のこの説明では、原契約と変更契約の中において、仮設工の外部足場囲いしか出てないわけですね。これは前と、いわゆる原契約とアスベスト検出後の中身について全く同じ記載しかないわけです。いわゆる前の工事の状況とこれからやる工事では、中身が全く変わってこなければならぬと私は思うわけですが、いわゆる今密閉したような状況でやるのには、このような変更で十分なのかどうか、そのことについてはいかがでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。今回の1,700万の中身、概要になりますけども、アスベスト除去費用分の増額が約1,050万円、仮設が1カ月延びる分が約200万円、またバルコニーの部分で85万円ほどが増額となっております、こちらが1,700万円の大まかな内訳となります。

以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい。もう一度確認しますが、いわゆるアスベスト除去の工事の中に密閉する部分の工事費も含まれているのか否かというふうなことについてはいかがでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。1,050万の中にアスベストのその密閉処理の分と手作業で剥がす分、また、剥がした分を適正に処理する費用を含めて1,050万というところでございます。

1 番（伊藤貞悦君）はい。今、仕事の内容まで話しされましたが、12月22日の産建教育常任委員会の資料の中に、いわゆる工法は剥離剤併用手工具ケレン工法というふうなことが示されておりました。このフローチャートの中に、クリーンルームの設置というふうなこともあるわけですね。これがやはりアスベストの除去のときには絶対必要な、いわゆる労働環境衛生法の中に含まれてるもんだと思われたので、今はそのことについて伺いをいたしました。

2つ目、別の観点から話をしていきますが、周辺住民への看板等での説明とか、それから保護者への説明は、このことについてはどのようになっているのか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。まず、1点目の保護者の関係ですが、本日議案のほう通りしましたら、学校を通じて丁寧に保護者にはご説明したいと考えております。

また、この工法によりまして、まず、アスベストが外に漏れることがないような工法ではありますが、周辺の方にも、境界地でも測定をいたしますが、再度周辺の方にも理解を求めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

1 番（伊藤貞悦君）はい。今の回答ですと、これから説明をするというふうなことだろうと思いますが、それは学校を通じてというふうな回答がありました。それでいいのかどうかですね。学校現場はそうではないと思いますね。工事をしてるのは学校ではありませんので、町がやってるわけですから、やっぱりきちっと町も責任を持ってやるべきだろう

と私はと思いますが、そのことについては、町長とか、教育長はどういうふうにお考えでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい。学校通して保護者にといいことで今課長が回答したわけですが、保護者の方々への通知っていうのは、その学校からの通知っていうことではなく、町当局あるいは教育委員会として正式にですね、文書の形で配布する。あるいは、ちょっと状況をあと再度検討したいと思いますけれども、保護者の方々の集まりを持つような形で説明を行うというようなこともちょっと検討してまいりたいと思います。

以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい。もう一点、もう二点、確認したいことがあります。

この説明書の中に、85メートルとありますが、85平方メートルですね。これが最大なのか。85っていうのは、いわゆる1メートル掛けたら85メートルですね。2メートルであれば2掛ける40、3であれば3メートル掛ける30だろうと思いますが、あの校舎はもっと平米にしたら大きいような気がするんですね。だから、これが最大なのか。もし、きちっと全てを調査しているのであれば、もっともっと私は含有率とか、平方メートルが大きくなっていくような気がするんですが、その確認はしてるのかどうか、そのことについていかがでしょう。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。当初ですね、ひび割れ部分については550メートル、延長として550メートルで工事の予算を立てておりました。今回、アスベストが検出されたということで、再度丁寧に調査をかけまして、ひびの総延長が660メートルとなっております。その部分の面積としては、記載のとおり85平方メートルということですので、さらに詳細に調査をしてこちらを割り出してありますので、その旨ちょっと申し上げたいと思います。

以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい。最大、これ以上はないだろうというふうなことで理解示したいと思いますが、もう一つ大事なことはですね、アスベストは発がん性の物質で、飛散してそれを吸入、吸い込む。もっと大事なのは、潜伏期間が1年から40年というふうな長いスパンなわけですね。ですので、危険性も非常にあります。そのような環境の下に子供たちをですね、1カ月とはいえ、これから1カ月とはいえね、これまでの過去のこともあるわけですので、そのような状況で授業をやりながら工事をさせるというふうなことについて、どういうふうに考えているのか。大丈夫なの、本当に保護者は大丈夫だというふうな、心配とか懸念することはないのかですね、そのことも含めてきちっと説明をしていかなければならない、説明責任があると私は思うわけですが、教育長はどういうふうに考えますか。

教育長（菊池卓郎君）はい。議員おっしゃるとおり、その健康被害につながるおそれがあるということで、このことについては万全を期した工事を進めていかなければいけないわけですが、その点については、業者のほうにですね、しっかり確認をしながら、健康被害が及ばないようなやり方、今まで課長がお話ししてきましたけれども、それをきちんと進めてまいりたいと思います。

それから、先ほどのお話にもなるわけですが、保護者の方々へもきちんとですね、安心して学校生活を送れるということを前提にした説明を今後してまいりたいと思います。

以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい。説明は分かりました。残りですね、1 カ月間の学校生活、子供たちもそうですね。このまま本当にこのような環境の下に生活させていいのか。先日ですね、1 2 月の常任委員会のときに、ほかに移して、1 2 月 2 2 日の常任委員会のときに、ほかに移して環境を整えて授業させたらいいんじゃないかと、そのようなことを検討してほしいというふうな要望を出しましたが、そのことについて、最後、検討されたかどうかだけお答えいただければと思います。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。ただいまのお尋ねであります。常任委員会の中でそういった言葉もいただいたところではありますが、今回の工法については、保健所からの指導の下、厳しく年末にも確認をしているところでもあります。今回の提案の、保健所と協議した提案の工法で安全が確認されておりますことから、私どもとしましては、きちんと関係法令を遵守して、健康被害が及ばないことに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。一度学校のほうにも委員会で出た部分についてお話をさせていただいておりますが、坂中を借りてってなると、なかなか引っ越しとかもなかなか現実的ではないのかなという部分でのお話も頂戴しているところでもあります。今回の工法については、保健所から認められた法令に沿ったものであることでもありますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

以上です。

議 長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

9 番（岩佐孝子君）はい。今、伊藤議員からもありましたけれども、やはり念には念を入れてっていうところでこの前のような発言になりました。やはり子供たち、1 年から 4 0 年、そういうふうな健康被害が出てきた場合、保健所からのっていうようなことでありましたけれども、念には念を入れてっていうようなことでの検討は行わなかったのか、その辺について再度確認をします。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。繰り返しになって恐縮ではありますが、今回の工法の工法で安全が十分に確認が取れるということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議 長（岩佐哲也君）そのほか質疑。

9 番（岩佐孝子君）はい。今回バルコニーの防水工事というふうなことで工法を変更ということなんですけれども、これで、原工法と今回工法を変更なんですけれども、これについての耐用年数には違いはないんでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。今回のバルコニーの部分については、一旦原契約の工法で行ったところ、授業に支障を来すくらいの音が大きかったということで、新たにこちらの樹脂注入を行うということです。こちらの工法については、少し穴を開けるので若干の音はしますが、ちょっと剥がれている部分のコンクリートを樹脂で固めるものとなっておりますので、耐用については特に原契約とはあまり変わらないものと認識しております。

以上です。

9 番（岩佐孝子君）はい。あまり変わらないということなんですけれども、何年くらいの、原工法では何年くらいを見込み、そして今回の工法の変更によってっていうところなんです、その辺は。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は11時とします。11時。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）先ほど、岩佐孝子議員からの質問あったバルコニーについて、耐用年数についてということ。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。お時間いただきまして申し訳ありませんでした。

坂元小学校の校舎につきましては、鉄筋コンクリート造りの校舎となっております。基本的に鉄筋コンクリートの校舎については耐用年数が60年となっております。坂元小学校の建築については、昭和55年、56年に行っております。現在のところ40年が経過した状況となっております。今回の大規模改修に当たりまして、あと15年から20年耐用年数を延ばすために今回の工事に着手しておるものでありまして、バルコニーだけの耐用年数ではなくて、校舎全体として、あと20年もたせて耐用年数の60年とするために手をかけているものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

9番（岩佐孝子君）はい。今20年というようなことが出ましたけれども、これは工法的にしても間違いなくこの年数は耐え得るものということで解釈してよろしいのでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。15年から20年を見越しての今回の工事ですけども、屋上の防水工事について、保証のほうは防水のほうは10年となっておりますので。

以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。3問目かな、はい。（「今のことなんです」の声あり）はい。3問目かなと言っていただけで、はい、結構ですよ。

9番（岩佐孝子君）はい。ということは、先ほどの原工法でも今回の新しい工法でも変わらないということで解釈してよろしいんですね。そういうことでよろしいのでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。はい、ただいまのとおりでよろしいかと思っております。

以上です。

議長（岩佐哲也君）2問だから。まだ2問。

9番（岩佐孝子君）はい。先ほどのアスベストの件もそうなんですけども、現在のバルコニーの関係、9月から始まって、本来ならば春からということだったらしいんですけども、常任委員会でも説明は受けました。常任委員会での質疑の部分がほとんど解決されないがままに、今回のこの変更契約というふうになっているんですけども、その辺について、先ほども出ました。やっぱり健康被害の部分が非常に私は懸念されます。そういうことからしても、児童生徒だけではなくて、周辺の方々、そして保護者の不安を払拭するべく努力をすべきということをお願い申し上げます。

以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい。これまで質問されてきた方は担当常任委員会の方々なんですよ。本来ならばそこで十分なですね、理解を得るべきだというふうに思って聞いてたわけです

が、なかなか、それでもすかつとした感じにはならないということでお尋ねします。

そもそも、この要因となったのは何なのかですね。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。今回のアスベストの調査の関係だったんですけども、アスベスト含有調査の必要性は認識しておりましたが、仕様書の中で工事の中でアスベスト調査を実施としていたものであります。今回判明したものであります。

あと、担当の常任委員会に昨年12月22日の段階でご説明させていただいたところでありますが、まだその段階で見積りもまだ出てきていなかったために、工事の詳細について詳しくご説明できなかったことは申し訳なかったかと思えます。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。ということで、私、その担当常任以外の我々にはほとんど詳しい説明というのはなかった中で、今日ぽこっと出されてきたというふうには受け止めています。8日に初めてですね、説明された。配布資料もない中での説明だったということもあって、いろいろ疑問がいっぱいあるわけですが。

これは、今、仕様の中に入ってるって今受け止めたわけなんですけど、契約の中にね、そのアスベスト調査つうかね。にもかかわらず、したらもうそこでこういう、もうそういう中での契約なんだから、そこも含めた契約だったら、あえてこんなね、出す必要ないんじゃないのかって。当然その1億1,000万の中に入ってた仕事ではないのかと、今の説明からするとですよ。何で、そして、今の、そもそも原点、ゼロ平米だったんだよ。仕様になんかないんでないの。そうすると、それもやるなんていうなの、ねえから、そしてやっていく中で現れたっていうのが今の説明で聞こえてきたわけけれども、最初からそんなの、これをしますよと、これもその契約の中に入ってますよっていうのはなかったんでないですかっていうことを1つ確認します。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。一定の問題意識は持っておったところですが、アスベスト調査については、この建物が昭和55年、56年のものであったと。その以前に建設していたのが、町内でいうと山下小学校が昭和53年の建物になっております。山下小学校で耐震の補強の工事を行った際に、山下小学校の外壁等からは検出されなかったということもありまして、基準が厳しくなった昭和50年以降の建物であることから、一定の問題意識は持っていたところですが、工事の中での調査としてしまったところであります。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。ちょっと今の説明でよく分かんないんですが、ですから、そもそもの契約の中にそのことは強調してなかったっていうふうな受け止めでいいんですね。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。工事の中で調査しながら実施することと仕様書の中でうたっております。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。そういう契約ってあるんですか。専門家にお尋ねします。

議長（岩佐哲也君）専門家って言われても。これは専門家と言われてもちょっと、どなたのあれかな。（「いや、専門家っていうか、だから、契約の関係のね、工事という話です。」の声あり）副町長、フォローできます、今の。それとも企画財政。

副町長（菅野寛俊君）はい、議長。説明したいと思えますけれども、今回の工事につきましては、仕様の中で、そのアスベストについては確認してほしいということは仕様の中に盛り込

んでいると。その中で、アスベストが実際に確認されたら、それについては工事を施工するということで契約されたということでご理解いただければと。まずは、調査については工事を進める中で受注者がまず実施するということでご理解いただきたいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい。そういうことであれば、最初の契約の際にね、そのことは説明しておかなくちゃならない話でないですか。だって、そのことによって明らかに、調査した結果はしなくちゃならないつうんで、明らかに財源がもう求められるわけだから、我々はそれも含めて最初の提案に対して判断しなくちゃならないんです、そういう意味ではね。ということがなされていなかったっていうのは、これは問題じゃないですかというのが大きな疑問なんです。だから専門家にお尋ねしてる場所なんで、その辺の経緯についてはどうですか。説明なかったです、これについてね。そして、そもそものこと言うとまたいろいろ長くなっからあれだけんと、このことだけを確認したいです。

議長（岩佐哲也君）どなたのあれかな。（「契約関係」の声あり）契約の基本的な考え方というか、対応についてということかな。（「そういうことであれば説明すべきじゃないかという疑問。理解する答えは……。」「担当課で」の声あり）担当課。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。アスベストの関係については、断熱性や耐火性が高いということから、昭和50年以前については大分材料として使われてきたということでありませう。昭和50年当時、吹きつけは5パーセント以上は法的には許可されなかったんですけど、5パーセント未満については許可されていた状況にありました。そうした中で、昭和53年に山下小学校が建設され、昭和55年、56年に坂小が建設され、その中で、山下小学校の耐震工事の際には外壁から発見されなかったというか、調査の結果、山小の外壁には含まれていなかったことから、今回、仕様の中で工事中に調査をすることとしておりましたので、一定の問題意識は持っていたんですけども、その工事の中で調査としてしまったところでありませう。

以上です。

議長（岩佐哲也君）そういったやり方についてどうかというような判断ですね。これは政策的なあれも含めたそういうやり方でよかったのかという、それについての見解を、担当というか、どなたか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。次に、山下第一小学校の大規模改修を予定しておりますことから、今回のこの坂小のようにならないように、費用を見積もる前にですね、アスベスト等の調査は行いながら今後実施をし、進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（岩佐哲也君）町長、何か返答あれば、今のに対する回答というか、考え方あれば。

町長（齋藤俊夫君）はい。私から、今までの担当課長なりの説明を踏まえてですね、改めてお話を申し上げたいと思います。

まず、アスベストに対する法規制の関係ですね。昭和50年頃っていうようなお話をしました。そしてまた、その後の町のこの学校の工事という部分がございます。そしてまた、今回の具体の坂元小学校の改修工事というですね、そういう時間軸、やっぱりその法規制の、その関係等々からすればですね、現段階でこの坂元小学校の整備した築年次等々を総合的に勘察した場合、今回の工事の発注についてですね、あらかじめこの可能性としてのアスベスト調査を盛り込んだ契約を執行したということについてはで

すね、一連の前後の関係からすれば合理的な対処の仕方であるというふうに捉えるところでございます。今、担当課長のほうから、これからの取り組む小学校の改修工事についても触れましたけれどもですね、この辺についても、ちょっと先ほどの発言については一旦保留にさせていただきまして、私どもとして、繰り返すようですけども、この時間軸をしっかりと見極めた上で、合理的な対処の仕方を今後とも対応していく必要があるのかなというふうに考えるところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。このことを問題にしてるのはですね、15パーセントを超えた内容になってるんですね。そもそもの契約って何なのっていうふうなところに疑問が残るわけなんですけど、最初を小さくしてね、あとはもう変更、変更でどんどんどんどん増やしていくことが可能なんだと、極端な言い方というか、表現するようになってしまいうんですが。ということも、我が町においては、これはそういうやり方は可能なんですよということ肯定しているような中身だという、そういう疑問、疑念から確認しているところなんです。この間、これまでの答弁の中でね、まだ疑問が解けていません。それをここでどうこう言うつもりはありませんが、改めて確認しますが、契約の際にね、強調されました、アスベストの調査もその仕様の中に入っているとね。それは、そして、それでその後どうなんのというふうなところの説明がない。調査の結果、改めて工事必要なの生まれてくれば、それは工事しますよと。そして、それもこの契約の金額の中に入ってますよとかね、これは入ってません。調査の結果、生まれてきたならば、改めて提起、提案しますからよろしく願いますというような形での最初の契約の際にね、そういう説明があれば、そういう状況の中で我々は判断できると。にもかかわらず、そんなときの説明はありましたかっていうことに対して、説明あった、なしっていうまだ回答は、十分な回答はいただけてません。私はなかったんですが、聞いてないんですが。とするならばね、これはもうその時点で問題ではないのかという指摘をしてんです。もう通り過ぎたことだからね、あれ。

さっきの話はこれを生かしたやつでって、それは、経験を生かすということをやったけども、今ずっと並べ立てて、もう十分経験してるんです、アスベストの対応についてはね。それが、今回この提起するときに、本当に生かしてきたのかっていうと、生かされてないなということからの疑問からも確認してるんです。……また長々と話してんだ。

この問題についてはですね、本来ならば年度当初に提起していただければ、その間でいろいろね、今健康被害の問題も出ました。それから授業に影響するという問題も出ました。そういうのが十分にね、その年間の中で、年度の中で対応できた問題ではなかったのかと。それが、6月の予算で出てきて、予算はですよ、補正で出てきて、実際に契約に至ったの9月の、しかも追加案件という形で出てきてるんです。そして、その後契約して、そして工事に至って、そしてそこから生まれてきてる問題なんです。工期にも多分問題が出てくんでないかなって不安があるんですが、そういう流れの中での案件だということを踏まえたときに、非常にこれはルーズな中での契約の取り組みだったのでないかというふうに受け止めているんです。というところからのやっぱり出てきたという疑問で今確認してる場所なんです。という思いでいるわけですが、その辺の経緯について、いかがでしょうか。いかが受け止めていましょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。今回の工事の経緯についてご説明いたしますと、昨年

度中にこの大規模改修について国庫金の申請を行ったところであり、その交付の決定が来たのが今年度に入ってからということで、交付決定されたので6月の補正に予算をかけまして、お認めいただいて、今回の大規模改修については一般の公告としましたので、その公告期間も約1カ月ほど見ましたので、その中で入札を行って、それが1回目不調だったために、不調というか、最低制限価格に全てがかかってしまったので、再度入札をやり直したために、本当でしたら9月の定例会の当初から提案できる予定だったものが、そこで再度行ったので、追加で提案したという経緯であります。ですので、この学校の分については、議員おっしゃるように、当初から予算がつけば、今おっしゃられたようなやり方も可能だったかと思うんですけども、前年度に申請して、今年度になってから交付決定が来たので、そのような6月での予算、9月での契約案件の提案となりましたことをご理解いただければと思います。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。何か今の話、元に戻ってしまったんだけんと、ということであるならばね、これはもう予定されていた事業なんですよ。あとはもう金がつけばすぐにダッシュできるというね。そして、この前年度からいろいろやってたつつうことだったれば、もう年度当初には、もう金さえつけば動ける事業だったと、今の説明でもね。そうすると、金がついてから考えますっていうような形、話受け止めたんだけんとね、そういうことも含めてでね、本当にこのやるべきことをやった中でのその契約だったのかというふうには思えない。というのは、アスベストの問題つつうのは、これはもうこの間…あ、この話もうずっとまた延びんだけんと、裁判でね、ようやくその決着がついたっていうのも最近大きな話題となっていたところなんです。そのくらい、健康的に住民のほうの暮らしに直接関わる安心・安全というね、つくくらい重大な深刻な問題なんです、アスベスト問題つつうのはね。とりわけ、だから小学校の場合にはうんと子供のつつうことでね、さらにその深刻に本来ならば取り組まなければならない事業なんです、これは言わなくてもね。それを、そして、山元町の場合は、そういう経験、体験もしています。学校のね、今言うように。だから、そのこともあったから、それも一応頭に置いてやったつつうことなんだけんと、結果からすると、そういうのはちょっとこう伝わってこないということから、今話しているわけなんです、そういう一連を通してです、今回大きなその増という結果が出てきていることについては、大いに疑問がある。これは今後ね、今後それを生かしてっていうことなんです、本当にこのことについては真剣に深刻にこの対応すべきだということを求めて、終わります。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君） これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） これから議案第2号令和2年度山元町立坂元小学校校舎改修工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議 長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 3 年第 1 回山元町議会臨時会を閉会とします。

午前 1 1 時 2 5 分 閉 会
